

会 議 録

□全部記録 ■要点記録

| | |
|-------------------------|--|
| 1 会議名 | 平成25年度第1回姫路市環境審議会廃棄物条例委員会 |
| 2 開催日時 | 平成26年2月24日(月曜日) 16時10分～16時50分 |
| 3 開催場所 | 姫路市役所北別館4階 402会議室 |
| 4 出席者又は欠席者名(敬称略) | (出席者) 西村正喜、足立昌子、家永善文、岩成孝、杉江他曾宏、藤田美知枝 (欠席者) 石井修、川崎志保、福永寅平 (事務局) 環境局長 中澤賢悟 環境政策室長 寺西一 環境政策室 大谷和正、小村博史 美化部長 生駒清之 美化業務課長 川本稔 産業廃棄物対策室長 高市雅民 産業廃棄物対策室 伊勢泰治、池田康政、中村昇平 リサイクル推進課長 井上泰利 リサイクル推進課 後藤健一 |
| 5 傍聴の可否及び傍聴人数 | 傍聴可、傍聴人なし |
| 6 議題又は案件及び結論等 | 1 議題 (1) 諮問 第1号 姫路市廃棄物処理施設等の設置等に係る手続の適正化等に関する条例(仮称)のあり方について |
| 7 会議の全部内容又は進行記録 | 詳細は別紙参照 |

1 議題

(1) 姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続の適正化等に関する条例（仮称）のあり方について

まず、条例化しようとして判断した背景について。

廃棄物処理施設等は、近隣の住民にとって不要なものとして捉えられる傾向にあるが、循環型社会の形成を図る上では欠かせないものでもあるので、施設設置にあたっては、関係住民の不安を取り除き、十分な理解を得ることにより、事業計画者と関係住民や関係地域との間に良好な関係が構築されることが重要となる。

本市では、廃棄物処理法や自動車リサイクル法に基づく許可申請の事前手続として、「姫路市廃棄物処理施設の設置に係る手続に関する指導要綱」を平成18年3月に制定し、事業計画書や周知計画書の提出、事業計画に関する説明会の開催等を求めているところである。この指導要綱について、他の自治体の状況や各種文献の調査、先進都市の視察等を行い、様々な課題等が見えた。

そこで、これまでの指導要綱に基づく取組を踏まえつつ、廃棄物処理施設等の設置手続の実効性や透明性、公平性を確保すること、また、その手続の中で、事業計画者、住民、行政の各主体が、それぞれの立場に応じた役割を担い、円滑に合意形成が図られるようにすることを目指すため、指導要綱を法規範である条例とすること、そして、他行政の取組を参考にしつつ、手続内容の充実を図ることにより、現行制度が抱える問題点を解決していく必要があるという考えに至った。

次に、現在事務局側で考えている条例案の主な内容及び手続の流れについて。

この条例案では、事業計画者が廃棄物処理施設等を設置又は変更しようとして、廃棄物処理法や自動車リサイクル法による許可申請や届出を行う前に、条例手続を行う制度としたい。なお、条例手続の対象となる許可申請や届出については、指導要綱と同様のものを対象にしたい。

この条例案では、5つの段階にわけて手続を進めていきたいと考えている。

①事前相談票の提出

事業の概要を記載した事前相談票の提出を求め、今後必要になる手続等を確認することを目的とする。本市は、事前相談票の審査を行い、審査結果を通知する。

②事業計画書及び周知計画書の提出

事業の目的や施設に関すること、取り扱う廃棄物の種類等を記載した事業計画書を提出してもらうとともに、説明会の開催予定や事業計画書の縦覧方法等を記載した周知計画書を提出してもらう。この事業計画書には、関係住民等への客観的な説明を可能にするため、また生活環境保全上の意見作成の一助とするため、

事業計画に応じた、生活環境影響調査に係る事項について記載した書類の添付を義務付けてはどうかと考えている。本市は、これら事業計画書や周知計画書の指導や審査を行い、その審査結果を事業計画者に通知する。

③事業計画の周知

本市と事業計画者が事業計画を縦覧又は閲覧させる。また、事業計画者は、周知計画に従い事業計画を広告するとともに、関係住民や関係地域に対する説明会を開催する。その後、事業計画者は説明会の実施状況報告書を本市に提出する。

④合意形成

意見書と見解書のやり取りを行う。事業計画に対し生活環境保全上の意見を有する者は意見書を提出することができ、事業計画者は意見書に対する見解書を作成し、その見解書を周知するとともに、その周知結果等を本市に報告する。なお、意見書と見解書のやり取りは、1回で終わらせるのではなく、見解書に対して再度意見が言えるような手続にしたいと考えている。

⑤手続終了

従来の指導要綱にはなかった手続で、本市は合意形成状況や事業計画者の手続履行状況等を把握し、手続の終了について判断する。判断の種類については、次の3種類を考えている。

ア 関係住民の合意が得られている

条例手続終了となり、本市は手続終了の通知を発出する。

イ 事業計画者の対応が不十分

本市は条例手続のやり直しを指示する。

ウ 事業計画者の対応は十分だが関係住民の合意が得られていない

条例手続終了。

これら3つの手続終了の判断に対しては、関係住民又は事業計画者による異議申立ての制度を設けてはどうかと考えている。異議申立てがあった場合、本市は専門委員として委嘱する学識経験者をはじめ、関係住民や事業計画者の意見を聴いたうえで、再度手続の終了について判断する。

また、「事業計画者の対応は十分だが関係住民の合意が得られていない」という判断が確定した場合への対応として、本市へ意見調整の申出ができる規定を設けてはどうかと考えている。その申出により、本市は許可権者としての中立的な立場から、意見調整の場を設定し、論点整理や助言を行い、専門委員の意見を聴いた上で、意見調整の結果を通知する。

その他に条例に規定すべき内容として検討していることについて。

条例手続を履行しない事業計画者への勧告制度や勧告に従わない事業計画者の公表

の制度を考えている。それに加えて、事業計画者が、正当な理由なく、条例に定める手続を終了せずに、廃棄物処理法や自動車リサイクル法に基づく許可申請に至った場合に、両法の基準に照らし、その許可申請を不許可にすることができるとの明文を加えたい。

その他の事項としては、事業計画者や関係住民への報告徴収、指導、助言に関すること、条例手続の進捗状況の公表に関することを規定してはどうかと考えている。

2 意見・質疑応答

委員長：要綱では問題があるということだが、内容そのものに問題があるという訳ではなく、要綱では弱いので条例化し、合わせて抜けている部分を補うということか。

事務局：その通りである。

委員長：10年ほど前は要綱で行っている自治体が多かったが、現在は条例で行っているところが多いのか。

事務局：都道府県で12、政令指定都市で6、中核市等で12の計30の自治体で条例化している。

委員長：自治体による内容の違いはあるか。

事務局：類似事項が多いが、合意形成の仕方等で違う点もある。本市としては、平成20年度以降に制定されたものを参考としたい。

委員：居住区からの距離等、施設設置の条件は何か。

事務局：距離の条件はない。周辺住民の生活環境に著しい影響を及ぼさないこと、事業に十分な資金・能力があること、経営者に前科がないこと、といった条件を満たせば、場所を問わず事業はできる。

委員：地域によって事業の可否を定めることはできるのか。

事務局：基本的には自治会を単位と考えており、場合によっては周辺自治会も関係住民とみなしている。他都市では施設からの距離を基準としているところもあるが、本市で同様の基準を当てはめると地域によって自治会数に大きな差が出るという難しさもあり、この点に関して今後様々にご意見をいただきたい。

委員：行政が許可の条件を作ってしまうから、地元への説明が不十分ということが生じる。事前に地元の同意を取るという条件を付けてほしい。

事務局：条例案において、事業者は周知計画に従って事前に関係住民に説明を行うということを条件として考えている。法律では住民の同意は許可要件とされていない。それも条例化による手続の明確化を行う理由の一つである。

委員：住民の合意がなくとも基準を満たしていれば設置はできるということか。

事務局：事業計画者の対応は十分だが関係住民の合意が得られていない場合には、市

に対して意義の申立てができるということを明確化するとともに、市は専門家の意見を聞きながら判断することとしていきたい。

委員長：説明会は他の自治体でも義務付けられているのか。

事務局：基本的にそうである。

委員長：説明会後の意見書のやり取りは何回ぐらいを想定しているのか。

事務局：1回では住民の意見に誠意を持って答えられるか疑問であるため、少なくとも2回は必要と考えている。この点については、他都市の状況等を踏まえてさらに検討していきたい。

委員：姫路市の生活環境影響調査のひな形があるのか。

事務局：廃棄物処理法において一定規模以上の施設については生活環境影響調査の添付が義務付けられており、この部分については法律通りに行っている。条例で姫路市独自に廃棄物関連で添付を義務付けているものはない。

委員：自然環境、生物の種の保護等についての規制はないのか。

事務局：法的には生物環境については含まれていないと思われる。生活環境については法的に基準値が設定されているが、生物については基準がなく、一律に判断するのは難しい。たとえば、施設で問題が生じた場合にのみ水質汚染が生じる可能性があるという場合に、許可の段階での判断は困難だ。

委員：条例手続の進捗状況等の公表はどのように行うのか。

事務局：最も広く市民に公平に伝わる方法として、ホームページ等で行う。事業者は別途関係住民に説明することとしている。

委員：裁判になる可能性もあるので、周辺住民への対応については慎重に対応していただきたい。

委員長：実際に裁判になった事例もあるので、条例化することで市としてもやりやすくなる面もあるだろう。

委員：産業廃棄物処理業者の位置図と問題事例の情報開示は可能か。

事務局：可能である。

委員：現行の要綱での実務における問題事例はあるか。

事務局：説明会に住民が誰も来ず、繰り返し案内を行い、最終的には事業者が概要を全戸配布し、許可したという事案があった。また、自治会の数人しか説明を聞いていないという意見があり、説明会をどれだけ行い、自治会内での周知がどれだけ行われたかを確認できない中で許可したという事案があった。

委員：条例化に関して、行政の推進の意思を強く感じるので、住民や専門家の意見をよく聴取すべきだ。

委員長：現在の手続はどの程度時間がかかるのか。

事務局：早くて3ヶ月、長いものでは1年かかるものもある。

委員長：条例化によって期間は変わるのか。

事務局：住民との合意形成で何回かやり取りを行うことで、手続きにかかる期間は長くなると思っている。

3 事務連絡

次回の本委員会は、4月下旬または5月中旬頃に開催予定